認　定　書

国住参建第 4072 号
令和 8 年 3 月 13 日

株式会社ＴＯＫＯ
代表取締役　佐々木 知也 様

国土交通大臣　　金子　恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　　EB-3803

2. 認定をした構造方法等の名称
　　複層ガラス入アルミニウム合金製折りたたみ窓

3. 認定をした構造方法等の内容
　　別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
　　令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。